

憲法・人権軽視には **X** 印を!

第21回最高裁判所裁判官国民審査

何も書かないと信任。○や△は無効です
3枚目の投票用紙を忘れずに



8月30日は総選挙の投票日。衆議院議員の小選挙区、比例区の投票用紙とともに3枚目の紙 — 最高裁判官の国民審査の投票用紙が配られます。華々しい衆議院の選挙戦に隠れて、ともすればこの投票を忘れがちではないでしょうか。

最高裁判所は、国会(立法)、内閣(行政)と並ぶ三権の一つ、司法の最高機関です。「憲法と人権の番人」とも呼ばれ、その判断次第で人の生命や財産、権利にも、国の指針にも大きく影響します。最近でも、戦争中に中国人を強制連行・強制労働させながら賃金不払いなどを争った広島西松訴訟の最高裁判決は、被害者の訴えを認めた高裁判決を覆して、日中共同声明で請求権を放棄したとしました(2007年4月27日)。判決を聞いた老齢の原告は怒りをあらわにしました。こうした判決をはじめ、戦後補償、環境問題、基地騒音訴訟、投票の格差、婚外子相続など、重要な判決が出されていますが、国会議員や大臣に比べて、最高裁の判事が誰かよりもより長官が誰なのかもほとんど知られていません。(現在は竹崎博充長官です)

バツが悪いことはありません! 竹内・涌井・竹崎を中心に **X** を

裁判所は国の機構のなかではもっとも改革が遅れており、「人権の番人」とはとてもいえない状況にあります。司法改革が唱えられ、5月からは有権者が裁判の判決に参加・関与する裁判員制度も開始されませんが、実際にできたのは、過度の守秘義務や裁判官中心の運用で市民に死刑など重罪判断をさせる制度になりかねません。

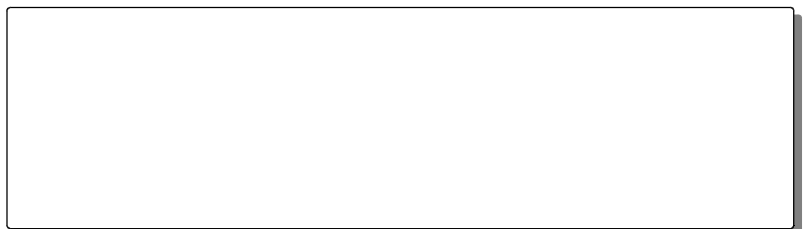
このなかで、最高裁判官国民審査は、主権者が裁判官の判断をチェックする重要な機会です。とはいえ、裁判官の経歴、判決内容、憲法や人権に対する考えなど、まったくといってよいほど知られていません。棄権のつもりで何も書かないで投票している人が多いのが実態です。しかし、無印のままでは信任となってしまいます。また、○や△は無効です。きわめて非民主的、前近代的な方法で審査しています。私たちは、審査対象となる裁判官についての情報を十分に提供することや、○×式に改めることを求めています。改善されていません。また、投票のやり方や信任・不信任のルールの説明も不十分です。期日前投票が、衆議院総選挙では公示日の翌日の8月19日からできるのに、国民審査は投票日7日前の8月23日からしかできないなどの不備もあります。

いまの制度では×印をつけることだけが権利行使です。今回対象となる竹崎博允最高裁長官をはじめ9人の裁判官の過去実績や経歴を検討するとともに、制度自体に対する批判としても、できるだけ「×」を増大させることが必要です。バツが悪いことはありません。意見が違うのでやめさせたい裁判官、憲法と人権を守らない裁判官、民主的な改革に逆行する裁判官には堂々と×印をつけましょう。わからないときは投票用紙を返しましょう。

私たちは、日米ガイドライン見直し時の外務省条約局長で小泉政権下の外務事務次官としてアメリカのイラク戦争支持・自衛隊イラク派兵をすすめた竹内行夫裁判官、住基ネット違憲の大阪高裁判決を破棄したほか労働裁判で多くの反動的判決をしてきた涌井紀夫裁判官、問題の多い裁判員制度導入の責任者であり判事任命と同時に、最高裁長官に「異例」の就任をした竹崎博允長官の3人を中心に「×」をつけることをよびかけます。

わからないときは
投票用紙を返しましょう

(裏面の資料を参考にしてください)



国民審査を受ける最高裁判所裁判官(投票用紙記載順)

	<p>さくらい りゅうこ 櫻井 龍子 (62歳) 元・労働省女性局長 第1小法廷 2008年9月就任</p> 	<p>【経歴】1969年九州大学法学部卒。1970年労働省入局。労働省労政局勤労者福祉部長、労働省女性局長等歴任。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、中国残留婦人の国賠訴訟において上告棄却(原告の請求を棄却)する多数意見に賛成。警察庁が新潟県警本部長に送付した通達文書に記載された情報の一部について、その公開は犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとして、公開すべしとした原判決を破棄して不公開を認める。</p>
×	<p>たけうち ゆきお 竹内 行夫 (66歳) 元・外務事務次官 第2小法廷 2008年10月就任</p> 	<p>【経歴】1966年京都大学卒。67年外務省入省。90年代日米防衛協力ガイドライン見直し時に条約局長。インドネシア大使などを経て、2002年から05年まで外務事務次官。事務次官在任中に小泉政権下でアメリカのイラク戦争を支持、03年に航空自衛隊、04年に陸上自衛隊イラク派兵を進めた。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、福島県青少年健全育成条例が、有害図書の「自動販売機」への収納を禁止し、その違反に対し刑罰を科することが憲法21条、22条1項、31条に違反するのではないかと争われた事件につき、合憲判決。</p>
×	<p>わくい のりお 涌井 紀夫 (67歳) 元・大阪高裁長官 第1小法廷 2006年10月就任</p> 	<p>【経歴】1964年 京都大学法学部卒業。66年判事補。 【関与した裁判】大法廷で、2005年9月の衆議院総選挙の小選挙区の一票の格差(2.17倍)および政党と無所属候補者の選挙運動の差異が問題とされた事件につき、どちらも合憲とする多数意見。国籍法違憲事件につき、違憲とする多数意見。小法廷で、日本軍による中国人連行・監禁・強姦致傷に対する戦後賠償請求事件につき、上告棄却(原告敗訴)。住基ネットを違憲と判断した大阪高裁判決を破棄して住民ら逆転敗訴判決。NHKの従軍慰安婦報道の改編に対する損害賠償請求事件につき、原審判決を破棄して原告ら逆転敗訴。中国残留婦人の国賠訴訟において上告棄却・上告不受理(原告の請求を棄却)の多数意見。警察官が自宅に持ち帰っていた取調の際のメモにつき、弁護人が証拠開示を求めた事件について証拠開示命令を正当とする多数意見。警察庁が新潟県警本部長に送付した通達文書に記載された情報の一部公開は犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれありとして、公開の原判決破棄。</p>
	<p>たはら むつお 田原 睦夫 (65歳) 元・日弁連役員 第3小法廷 2006年11月就任</p> 	<p>【経歴】1967年 京都大学法学部卒業。69年弁護士登録(大阪弁護士会)。 【関与した裁判】大法廷で、2005年9月の衆議院総選挙の小選挙区の一票の格差(2.17倍)および政党と無所属候補者の選挙運動の差異が問題とされた事件につき、一票の格差については合憲とする多数意見に賛成、選挙運動の差異については違憲とする少数意見。国籍法違憲事件につき違憲とする多数意見に賛成。小法廷で、「君が代」伴奏強制事件につき、伴奏を命ずる職務命令とその違反を理由とする懲戒処分を合憲とする多数意見に賛成。広島市暴走族追放条例事件について、同条例は違憲とする少数意見。満員電車内の痴漢事件について、1・2審の有罪判決を支持する少数意見に賛成等。</p>
	<p>かねつき せいし 金築 誠志 (64歳) 元・大阪高裁長官 第1小法廷 2009年1月就任</p> 	<p>【経歴】1967年東京大学卒。69年判事補。最高裁人事局長、東京地裁所長、司法研修所長、大阪高裁長官などを歴任。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、警察庁が新潟県警本部長に送付した通達文書に記載された情報の一部について、その公開は犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとして、公開すべしとした原判決を破棄して不公開を認める。</p>
	<p>なす こうへい 那須 弘平 (67歳) 元・日弁連常務理事 第3小法廷 2006年5月就任</p> 	<p>【経歴】1964年 東京大学法学部卒業。69年弁護士登録(第二東京弁護士会)。 【関与した裁判】大法廷で、2004年7月の参院選における一票の格差(5.13倍)を合憲とする多数意見に賛成。2005年9月の衆議院総選挙の小選挙区の一票の格差(2.17倍)および、政党と無所属候補者の選挙運動の差異が問題とされた事件について、1票の格差も選挙運動の差もどちらも合憲とする多数意見に賛成。国籍法違憲事件につき、違憲とする多数意見に賛成。小法廷で、「君が代」伴奏強制事件につき、伴奏を命ずる職務命令とその違反を理由とする懲戒処分を合憲とする多数意見に賛成。広島市暴走族追放条例事件について合憲とする多数意見に賛成。満員電車内の痴漢事件について、1・2審の有罪判決を破棄して無罪とする多数意見に賛成等。</p>
×	<p>たけさき ひろのぶ 竹崎 博允 (65歳) 元・東京高裁長官 第2小法廷 2008年11月就任</p> 	<p>【経歴】1967年東京大学卒。69年判事補。東京高等裁判所事務局長、最高裁判所事務総長、名古屋高等裁判所長官、東京高等裁判所長官などを歴任。2009年5月に実施が予定されている裁判員制度の導入に向けて、積極的役割を果たしてきた。最高裁判所判事に任命されると同時に最高裁判所長官に異例の就任。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、福島県青少年健全育成条例が、有害図書の「自動販売機」への収納を禁止し、その違反に対し刑罰を科することが憲法21条、22条1項、31条に違反するのではないかと争われた事件につき、合憲判決。</p>
	<p>こんどう たかはる 近藤 崇晴 (65歳) 元・仙台高裁長官 第3小法廷 2007年5月就任</p> 	<p>【経歴】1967年東京大学法学部卒。69年判事補。 【関与した裁判】下級審判事時代の主要判断としては、交通事故で亡くなった11歳の少女の損害賠償事件において、逸失利益の算定方法について性別だけで将来の収入を予測するのは合理的な理由のない差別として、高校卒業が義務教育終了までは男女同一にすべきとの控訴審判決(東京高等裁判所)等。最高裁では、大法廷で、国籍法違憲事件につき、違憲とする多数意見に賛成。小法廷で、広島市暴走族追放条例事件について同条例を合憲とする多数意見に賛成。満員電車内の痴漢事件について、1・2審の有罪判決を破棄して無罪とする多数意見に賛成等。</p>
	<p>みやがわ こうじ 宮川 光治 (67歳) 元・日弁連役員 第1小法廷 2008年9月就任</p> 	<p>【経歴】1966年名古屋大学大学院法律研究課修士課程修了。1968年弁護士登録(東京弁護士会)。司法改革において、弁護士会内で積極的役割を果たした。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、中国残留婦人の国賠訴訟において、上告棄却(原告の請求を棄却)の多数意見に対し、「国賠法上の違法の有無につき議論の余地がある」と上告受理の少数意見。警察官が自宅に持ち帰っていた取調の際のメモにつき、弁護人が証拠開示を求めた事件について証拠開示命令を正当とする多数意見に賛成。警察庁が新潟県警本部長に送付した通達文書に記載された情報の一部について、その公開は犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとして、公開すべしとした原判決を破棄。</p>